

会第5号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年5月10日

提出者

三浦治雄
辻村克
佐野高典
山田和吉
石田祐介
野田藤雄
大野和三郎
中沢啓子
西川勝彦
山田実
沢田享子
梅村正
蔦田恵子

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務・政策常任委員会 9人」を「総務・企業常任委員会 10人」

「企業庁の所管に属する事項

に、「他の常任委員会の所管に属さない事項」を

他の常任委員会の所管に属さない事項」

改め、同項第2号中「生活文化・土木交通常任委員会」を「政策・土木交通常任委員会」に改

め、同項第5号中「文教警察・企業常任委員会 10人」を「文教・警察常任委員会 9人」に、

「公安委員会の所管に属する事項

を「公安委員会の所管に属する事項」に改める。

企業庁の所管に属する事項」

付則

この条例は、公布の日から施行する。